

令和2年度 内部評価の結果について

1 内部評価の導入と実施

ICAO第19附属書に従い、我が国は、平成25年10月に航空安全プログラム（SSP）を策定した。また、ICAO安全管理マニュアル（Doc.9859）における締約国の安全保証に関する規定に基づき、国の規制機能が正しく実行され、我が国の航空システムの安全を保証するために、SSPに「内部評価」を規定し、平成26年度から実施している。

内部評価は、本来内部評価対象機関以外の職員が第三者的視点で行うことが望ましい一方、被評価機関の業務内容への理解と、その実情に即した評価項目に基づく評価等を確立させることが、評価を適切に行うために必要であることから、他部署に所属する内部評価員と当該機関の業務を熟知する内部評価員でペアを組み、内部評価を実施した。

また、内部評価員の教育については、新規評価員に対する内部評価員養成研修に加え、前年度指名した内部評価員を対象としたリカレント研修を実施して、評価員の能力維持・向上に努めた。

2 令和2年度内部評価通常評価書のとりまとめ結果

業務の適切性の評価を行うため、各業務の処理体制、手順書、処理計画の策定状況等を確認した。

なお、本省及び両地方航空局による安全監督については、制度上や業務上の不備はなく、改善が必要な事項は認められなかった。

3 令和3年度の取組

○内部評価の進め方の見直し

継続的改善の一環として、国の規制機能が正しく実行されていることを確認するため、評価実施体制を含む評価方法について、引き続き見直し検討を行う。

4 その他

令和2年度の内部評価の結果については、令和3年度航空安全プログラム実施計画にその概要を追記する。